

SATO'S NEWS LETTER

2014 年 8 月号
(No.60)

CONTENTS

- 労働安全衛生法が改正になりました！P.1
- 助成金情報P.2
- 人事労務ニュースP.2
- 労務トラブル Q&AP.3
- 企業 PR コーナー
有限会社 雑魚倶楽部 様 P.4
- SATO'S INFOP.4

8 月の社会保険労務と税務

11 日

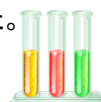
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 一括有期事業開始届

9 月 1 日

- 個人事業税の納付<第 1 期分>
- 個人事業者の当年分消費税の中間申告
- 6 月決算法人の確定申告・12 月決算法人の中間申告
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 2 期分>
- 健保・厚年の保険料納付

労働安全衛生法が改正になりました！

6 月 25 日に、化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案などを踏まえ、労働者の安全と健康を確保するため、改正労働安全衛生法が公布されました。



1. 化学物質管理のあり方の見直し

特別規則の対象にされていない化学物質のうち、一定のリスクがあるものなどについて、事業者には危険性や有害性等の調査(リスクアセスメント)が義務付けられました。



2. ストレスチェック制度の創設

- ①医師、保健師などによるストレスチェック実施を事業者が義務付けられました。(従業員 50 人未満の事業場については当分の間努力義務)
- ②事業者は、ストレスチェックの結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業転換や労働時間短縮等の適切な就業上の措置を講じなければなりません。



3. 受動喫煙防止対策の推進

労働者の受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることが努力義務となりました。



4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

重大な労働災害を繰り返す企業に対し、厚生労働大臣が改善計画の作成の指示やその指示に従わない場合等に勧告や公表を行う制度が導入されます。



5. 外国に立地する検査機関などへの対応

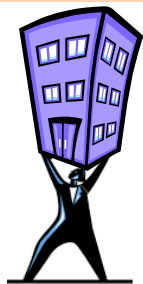
ボイラーなど、特に危険性が高い機械等の検査・検定を行う機関について、外国に立地するものについても登録できるようになります。



6. 規制・届出の見直しなど

- ①建設物または機械などの新設等を行う場合の事前の計画の届出を廃止します。
- ②電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定・譲渡制限の対象に追加されます。

上記1～6の改正は、平成 28 年 6 月までの間に順次施行されます。



助成金情報

「トライアル雇用奨励金」が 変わったのをご存じですか？

トライアル雇用奨励金とは、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、原則 3 か月間トライアル雇用し、その**適性や能力を見極め、その後常用雇用への移行のきっかけとする**奨励金です。平成 26 年 3 月 1 日から、さらなる雇用促進を図るため、内容が拡充されました。

支給金額

対象者 1 人当たり 月額最大 **4 万円** (最長 3 カ月間)

変更点

＜トライアル雇用対象者の拡大＞

旧

対象者は主にニート・フリーターや母子家庭の母等



新

旧の対象者に加え、学卒未就職者や育児等でキャリアブランクのある方も対象



＜ハローワークの紹介要件の見直し＞

旧

ハローワークの紹介に限り支給対象



新

ハローワークに加え、一定の要件を満たした民間の職業紹介事業者や大学等の紹介による場合も支給対象

詳しい内容は、厚生労働省の「トライアル雇用奨励金のご案内」(リーフレット)でご覧いただけます。
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000038725.pdf>

※その他にも要件がございますので、詳しくは弊社までお問い合わせください。

人事労務ニュース

8 月から失業手当の上限引下げへ

厚生労働省は、雇用保険の基本手当の上限額を 8 月から最大で 0.3% (25 円) 引き下げると発表しました。平成 25 年度の平均給与額が平成 24 年度より約 0.2% 下がったためによるもの。

女性登用促進に向けた新法制定へ 政府方針

政府が女性の活躍を進めるための新法を制定する方針を明らかにした。新法は、企業や地方自治体での女性登用を増やす行動計画の作成を柱として、役員や管理職に占める女性の割合の開示などを求める。早ければ秋の臨時国会への提出・成立を目指し、検討を進めている。



労務トラブル Q&A 「ストレスチェック制度とは」

Q. 今回の労働安全衛生法の改正により創設されたストレスチェック制度とは、どのような制度なのでしょうか。また、会社は何をする必要があるのでしょうか。

A. 1. ストレスチェックとは？

ストレスチェックとは、メンタル不調を予防するために労働者に質問に答えてもらい、その回答結果をもとにストレス状況を把握することです。

これを行うことで、労働者が自分のストレス状況を把握し、セルフケア(自分で自分の健康を管理すること)に取り組むことで、働く人のメンタル不調の減少が期待されています。

この法律は、平成 27 年 12 月までに施行される予定です。



2. 義務化されたストレスチェック制度のポイントは？

①常時使用する労働者に対してストレスチェックの実施が義務付けられます。

(従業員 50 人未満の事業所は当分の間努力義務)

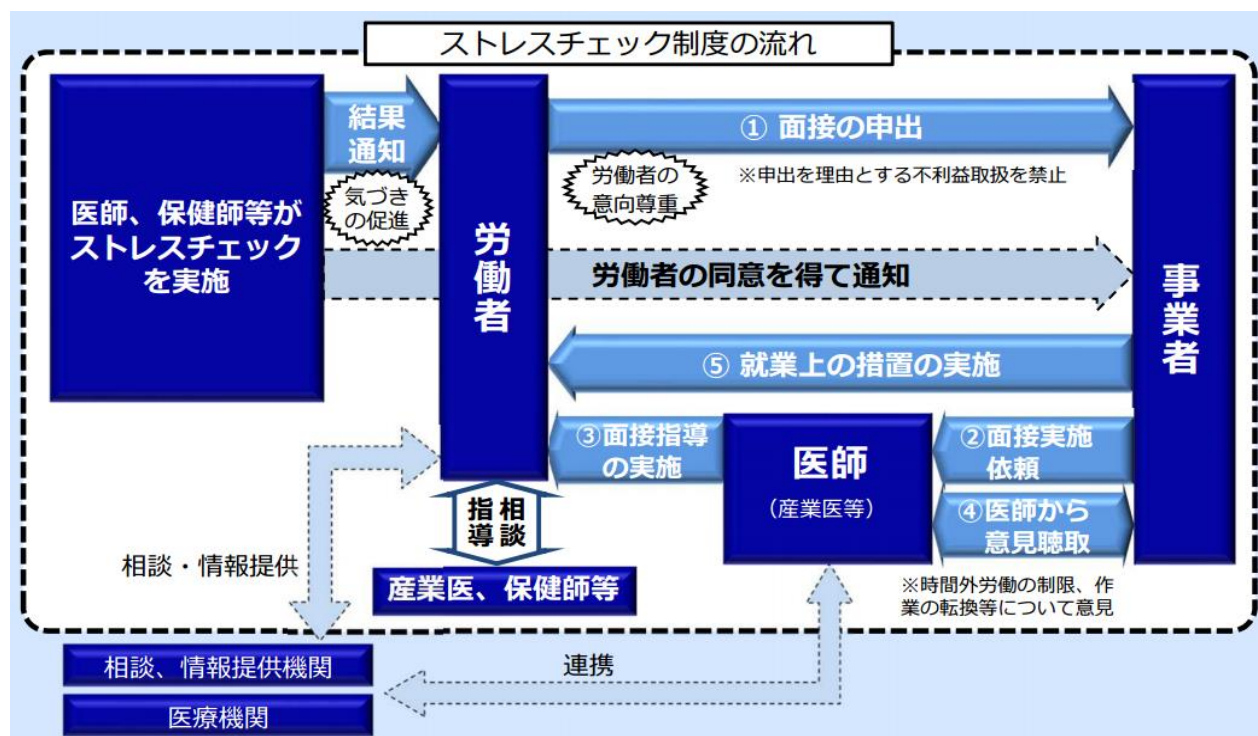
- ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定です。
- 検査項目は、「職業性ストレス簡易検査票」(57 項目による検査)を参考とし、今後標準的な項目を示す予定です。
- 検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1 年に 1 回ごとにする事が想定されます。

②検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から本人に直接通知され、本人の同意なく事業者には提供することは禁止されます。

③検査の結果、一定の要件に該当する労働者が希望した場合は、医師による面接指導を実施することが義務付けられます。また、申出を理由とする不利益な取り扱いは禁止されます。

④面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じる事が事業者の義務となります。

- 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うことです。



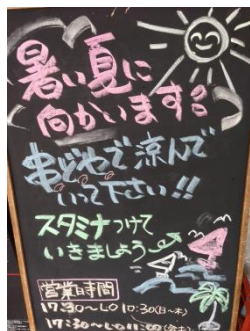
企業PRコーナー「有限会社 雑魚倶楽部 様」

JR 宮内串戸駅ロータリー正面

居酒屋 串どや

串焼き、串揚げ、陶板料理、季節料理

- 串揚げ 10本セット 1,320円
 - 串焼き 10本セット 1,420円
- など、美味しいお料理を
多数ご用意しています！



歓送迎会・女子会・ご近所の寄合などに！
宴会コース（9品・飲み放題込み）3,700円～
2名様～48名様まで（前日までに要予約）
ご予算に応じてコースをご用意します！

有限会社 雑魚倶楽部
広島市佐伯区五日市 3丁目 5-31 TEL: 082-500-9319



お1人様からご宴会まで
お気軽にご利用いただける
お店です！



店舗情報

全 48 席 : テーブル、カウンター、座敷(最大 18 名)
営業時間 : 17:30-23:00 (ラストオーダー22:30)
定休日 : なし (臨時休業あり)
住所 : 廿日市市串戸 4 丁目 10-33 ハース北山 101
TEL : **0829-31-5771**

SATO'S INFORMATION

おすすめセミナー情報

予告

サトー主催「若手フォロー研修」

- テーマ : 「自分にとって“仕事”とは何か」
- 場所 : フォロー研修 — MDX 広島ビル 8 階 (広島市中区大手町 1-6-2)
寺社研修 — 太光寺 (広島市西区田方 1 丁目 551 番の 1)
- 日程 : フォロー研修 — 10 月 8 日(水)、他 10 月中旬予定
(どちらの日程も内容は同じです)
寺社研修 — 10 月中旬予定

※フォロー研修のみ、寺社研修のみの受講も可能です。



社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル 5 階

月～金 9:00～18:00
電話: 082 (546) 2080 FAX: 082 (546) 2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6 階

月～金 9:00～18:00
電話: 03 (5829) 8982 FAX: 03 (5829) 8983